

関門海峡観光推進協議会団体旅行支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市門司区及び下関市（以下「関門エリア」という。）の団体観光客の誘致促進及び回遊性の向上を図るため、関門海峡観光推進協議会団体旅行支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ、日本国内の事業所であること。

(助成要件)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている団体旅行とする。

- (1) 北九州市外及び下関市外からの参加者を対象としたものであること。
- (2) 構成人員は、15名以上（乗務員、添乗員は含まない。）であること。
- (3) 関門エリアの観光施設を、それぞれ1箇所以上観覧、利用等（トイレ休憩のみの利用、短時間の立ち寄りその他の簡易な目的のものを除く。）する商品であること。
- (4) 宿泊ツアーは、関門エリアの宿泊施設に1泊以上する商品であること。
- (5) 日帰りツアーは、関門エリアの食事施設で旅行者一人当たり1,000円（税抜き）以上の食事（食事施設の利用を証明できない自由昼食等は除く。）をする商品であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 企画された団体旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業及び大会への参加を目的とするもの並びに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。

イ 学校行事（修学旅行及び社会見学）として実施する教育旅行であるもの。

ウ 発注元が宗教・政治を目的とする団体であるもの。

エ その他会長が不適当と認めるもの。

(助成額)

第4条 助成金の区分及び額は、次表に定めるとおりとし、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。ただし、宿泊ツアーにおいては宿泊費用が発生しない場合、日帰りツアーにおいては食事の手配に費用が発生しない場合については、年齢に問わず交付人数の対象外とする。

区分	助成金
宿泊ツアー	1人当たり 2,000円（上限50,000円）
日帰りツアー	1人当たり 500円（上限25,000円）

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業である団体旅行の出発日7日前までに助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、申請金額の上限は、1事業者につき宿泊ツアーについては5万円、日帰りツアーについては2万5千円を限度とする。この場合において、助成金の交付回数については、原則として、同一業者（営業所）につき4回までを限度とする。

(助成金の交付の決定及び決定通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その内容を助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、申請順に助成金の交付を行い、予算に達した時点で終了とする。

2 会長は、交付決定に当たり必要と認める場合は、条件を付することができる。

(変更等の届出)

第7条 申請者は、交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 助成対象事業を中止したとき。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第8条 申請者は、助成対象事業終了後1か月以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び助成金交付請求書（様式第5号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。この場合において、当該期限までにこれらの書類が提出されないときは、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

(助成金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告書及び助成金交付請求書を受理した場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。

(3) 交付決定の条件を満たさないことが判明したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(5) 申請者より中止届出書が提出されたとき。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、助成金交付取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実施期間）

第12条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの催行を対象とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度補助対象事業から適用する。